

# 特定 非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター (JACSES)

〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32, 興和広尾ビル 2F

Phone: 03-3447-9585 Fax: 03-3447-9383 Email: <a href="mailto:jacses@jacses.org">jacses@jacses.org</a>

ジャクセス・ファクトシート

#### オリッサ州森林セクター開発事業

# 1. オリッサ州森林セクター開発事業について

事業の概要:主に森林保全に関する人材育成、施設建設、植林プロジェクト、森林に関する調査など。事業の対象となった地域はインドの東部に位置するオリッサ州。その中でもオリッサ州の中部から南部にかけての 13 地区で Joint Management Forestry (政府とコミュニティが協同に森林保全を行うシステム)に参加しているコミュニティが管理する森林地域に限られる。ただし、このプロジェクトに関する十分な情報公開がされていないため、詳細に関しては不明。

事業実施主体:オリッサ州森林局 (Orissa State Forestry Department)

**財源:**2004年 12月にプロジェクト申請書がJBICに提出されている。プロジェクト総額は 63 億 5 千万ルピー(約 163 億円)で、プロジェクト費用の 85 パーセントにあたる 45 億ルピー(約 115 億円)はJBICに融資申請されており、残りの 15 パーセントは、オリッサ州政府が出資する予定<sup>1</sup>。このプロジェクトは 2005年 11月 9 日にJBICのカテゴリー分類が完了し、審査最終段階に入っているが、まだ円借款の承認は得られていない(2005年 12月 1 日現在)。

## 2. インド森林政策の背景

**オリッサ州の人々と森の関係**: オリッサ州は、州の面積の 37%に相当する 5 万 8136 平方キロメートルが森林地帯である。州の森林が広大なため、人々の森林への依存度は非常に高く、州の 1/3 の人々は森林による収入に頼っており、森林近辺の村に住む人々の収入の 50%は森林からの木材、非木材生産物(木の実、葉、ビディ(現地のタバコ)など)の売買により成り立っている<sup>2</sup>

インド森林政策の根本的な問題:インドの森林政策は 1878 年にイギリス支配下時代に制定された森林法(Forestry Act)により、インドの全ての森林は政府が所有すると宣言された。このため、インドの人々は先祖代々からの所有権を失った。現在のインドの森林政策はこの森林法を受け継いでおり、森林を先祖代々守り、利用してきた人々は現在もなお所有権を保有していない。その為、森林を保護し、森林資源に収入や生活必需品・食糧を依存しているにも関わらず、インド政府は収益重視の森林政策を取り続け、人々を森から締め出し、逆に人々を貧困化に追いやる傾向が強く見受けられる。

Joint Forestry Management (JFM, 共同森林経営)の制度的問題点: JFMはインド各地での森林の減少・劣化を受けてインド中央政府の環境森林局が1990年6月1日に出した政策ガイドラインである。各州の森林局と地域住民組織の間の協力関係を発展させることで地域住民の森林保全活動の参加を促し、森林保全を州と住民が協働で行うという概念の元に作成された。JFMは相互の信頼に基づいて、それぞれの役割分担と責任を定めることで、森林保護を発展させるという考えをもとに進められている。JFMプログラムの下では、森林ユーザー(現地住民・団体)と森林所有者(州政府)が共に資源を管理して、費用を等しく共有することになる。ただし、JFMは州森林局主導型であること、商業的利害と結びついて貧困の格差を拡大する可能性があること、JFMの導入によりかえって伝統的な森林管理システムを崩壊させている事例があること。、オリッサ州ではJFMに申請する際に森林局の役人から多額の賄賂を求められること、政府からの金銭の受け渡しは全て森林局の役人が行っていること、実際の作業は地域住民がほぼ全

<sup>1 2005</sup>年9月20日のThe Office of the Resident Commissioner, Government of Orissaのプレスリリースより。http://nicsidemotemp.nic.in/rc/index3.asp?linkid=30&sublinkid=130

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Orissa Forestry Sector Development Project 2004年12月の申請書より

<sup>3</sup> 長峯涼子 (2002) 「独立以後の森林政策」 『現代南アジア 環境と開発』東京大学出版会

てするにも関わらず森林による収入の半分以上は森林局に渡さなくてはいけない等の問題点が多くあるために、多くのコミュニティはJFMを受け入れていない。

#### 3. JBIC 環境社会配慮ガイドラインとの関係

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の「本行の環境社会配慮確認にかかる基本方針」によると「本行(JBIC)は、環境社会配慮確認にあたり、相手国の主権を尊重しつつ、環境社会配慮に係る相手国(地方政府を含む)借入人及びプロジェクト実施主体者との対話を重視するとともに、透明性とアカウンタビリティーを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおけるこのプロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーの参加が重要であることに留意する。本行は、融資等を行うプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を本ガイドラインで明記し、環境社会配慮確認を行う。」と明記されている。しかし、このプロジェクトにおいては、実施主体であるオリッサ州森林局と非影響住民の間の対話は一切なされておらず、非影響住民はこのプロジェクトの意思決定にも十分に参加できていない。更には、現地 NGO やオリッサ州の議員達から再三このプロジェクトの意思決定にも十分に参加できていない。更には、現地 NGO やオリッサ州の議員達から再三このプロジェクトの意思決定にも十分に参加できていない。でのプロジェクトの基本的な情報開示がされておらず、プロジェクトの透明性が非常に低い。

## 4. 指摘されている問題点

環境社会影響:このプロジェクトの対象地域となる場所は森林資源が豊富にあるにも関わらず、植林が予定されている。以前、オリッサ州では、Swedish International Development Agency (SIDA)により Social Forestry Project (1983-88,1988-96)が行われたが、植林を終えた後に木材は全て伐採され、土地は荒廃し、非影響住民たちが植林をしても木が育たない場所になり、土砂災害も起こるようになったと報告されている。JBIC が現在検討しているプロジェクトで、十分な配慮を行わず植林を行った場合、現地の生態系に深刻なダメージを与える可能性がある。非影響住民は森林資源に頼った生活をしており、森林から食糧・燃料・生活必需品などを得ており、更には非木材生産物(木の実、葉、ビディ(現地のタバコ)など)を売って現金収入を得ている。この為、現地生態系の劣化により、非影響住民は生計手段のみならず、生活する上で必要な食糧・燃料・生活必需品を失う恐れがある。非影響住民の参加と情報公開:森林保護プロジェクトは非影響住民の参加を前提としているにも関わらず、今回のプロジェクトに関して非影響住民へのコンサルテーションが一切行われていない。このプロジェクトはオリッサ州

プロジェクトに関して非影響住民へのコンサルテーションが一切行われていない。このプロジェクトはオリッサ州議会での承認を得ずに進められており、11月29日に行われた州の議会では、7名のオリッサ州の議員が正式にこのプロジェクトに反対の意思を表明している。現地 NGO 等が情報公開をオリッサ州森林局に対し再三求めているが、情報公開は全く行われていない。更にオリッサ州の議員も再三このプロジェクトに対する情報公開を要求しているが、オリッサ州森林局は情報公開を行っていない。現地 NGO からの連絡により、JBIC はオリッサ森林局に対して、10月末までに現地 NGO・非影響住民と対話するようアドバイスを行ったが、12月1日現在、オリッサ州森林局からの返答はない。

プロジェクトの妥当性:このプロジェクトは JFM の既存の制度を使うと言われているが、上記に示したように、JFM には制度上の欠陥がある。

#### 本件に関する問合せ先:

「環境・持続社会」研究センター(担当:藤沼)

〒106-0047 東京都港区南麻布 5-2-32, 興和広尾ビル 2F

Phone: 03-3447-9585 Fax: 03-3447-9383 Email: jacses@jacses.org Website:www.jacses.org